

千歳市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約並びに測量並びに建設工事に係る調査及び設計業務（以下「設計業務等」という。）の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定により、最低制限価格を設けるときの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 最低制限価格の対象とする契約は、予定価格が200万円を超え2億円未満の建設工事の請負契約及び予定価格が100万円を超える設計業務等の委託契約とする。

(基準価格の設定)

第3条 建設工事の請負契約の最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 設計業務等の委託契約の基準価格は、次の各号に掲げる業務の種類ごとの額とする（一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額とする。）。ただし、その額が入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする（測量にあっては、「10分の8」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査業務にあっては、「10分の8」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。）。

- (1) 測量にあっては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

- (2) 建築設計（設備設計を含む。）にあっては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

- (3) 土木設計にあつては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

- (4) 地質調査にあつては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接調査費

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

- (5) 前各号に掲げたもの以外の設計業務等にあつては、入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額から10分の6を乗じて得た額までの範囲内で適宜定めることができる。

（基準価格の記載）

第4条 契約締結専決権者は、別記第1号様式により基準価格を記載した基準価格調書を作成するものとする。

2 前項の基準価格調書は、封書にし、開札の際、これを開札の場所において開封しなければならない。

3 基準価格は公表しないものとする。

（最低制限価格の算定方法）

第5条 最低価格入札者の入札価格が基準価格以上の場合は、基準価格を最低制限価格とする。

2 最低価格入札者の入札価格が基準価格を下回る場合は、無効な入札又は予定価格を超える入札又は入札書比較価格に10分の1を乗じて得た額以下の入札を除いた入札について、その平均額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を求め、その額に10分の9.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を当該入札における最低制限価格とする。

3 前項の平均額に10分の9.5を乗じて得た額が基準価格を上回る場合は、基準価格を当該入札における最低制限価格とする。

4 建設工事においては、第2項の平均額に10分の9.5を乗じて得た額が次に掲げる額の合計額を下回る場合は、次に掲げる額の合計額を当該入札における最低制限価格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

5 前各項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。

(入札の執行)

第6条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は当該入札者を落札者とし、当該入札者を落札者とする旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成22年7月7日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成22年7月28日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、施行の日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月10日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成24年5月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月4日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成24年10月15日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月14日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成25年7月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月20日以降に公告及び通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成28年6月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月29日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成29年6月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、令和元年1月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月28日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、令和4年4月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月30日から施行し、この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領の規定は、令和6年6月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の千歳市最低制限価格制度実施要領第2条の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

基 準 価 格 調 書

1 件 名

2 基準価格 (基準参考価格 金 円)

基準価格	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり基準価格を決定する。

年 月 日

千歳市長
(職氏名)